

中野区教育委員会会議録

平成28年第30回定例会

平成28年11月18日

中野区教育委員会

平成28年第30回中野区教育委員会定例会

○日時

平成28年11月18日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時58分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

14人

○議題

1 協議事項

- (1) 陳情の取扱について
- (2) 中野区教育ビジョン（第3次）素案について
- (3) 中野区子ども読書活動推進計画（第3次）素案について
- (4) 教育長の臨時代理の事務処理の指示について

2 報告事項

(1) 教育長及び教育委員活動報告

- ① 11月5日 中野区立啓明小学校開校90周年記念式典・祝賀会
- ② 11月11日 第三中学校訪問

(2) 事務局報告

- ① 第三中学校・第十中学校統合新校、(仮称)総合子どもセンター・図書館等複合施設整備基本構想・基本計画に係る説明会の実施結果について（子ども教育施設担当）
- ② 平成29年度中野区立小中学校給食費の改定について（学校教育担当）
- ③ 上高田小学校巡回指導拠点校の移転について（学校教育担当）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第30回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

また、本日の協議事項の2番目及び3番目、事務局報告事項の2番目及び3番目の資料につきましては、区議会への報告前の資料等となりますので、後ほど回収させていただきます。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、日程に入ります。

ここでお諮りいたします。

本日の事務局報告の1番目の「第三中学校・第十中学校統合新校、(仮称)総合子どもセンター・図書館等複合施設整備基本構想・基本計画に係る説明会の実施結果について」に関連する事項ですので、日程を変更して先に事務局報告を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、先に関連する事務局報告を行います。

事務局報告の1番目「第三中学校・第十中学校統合新校、(仮称)総合子どもセンター・図書館等複合施設整備基本構想・基本計画に係る説明会の実施結果について」の報告をお願いします。

副参事(子ども教育施設担当)

それでは「第三中学校・第十中学校統合新校、(仮称)総合子どもセンター・図書館等複合施設整備基本構想・基本計画に係る説明会の実施結果について」ご報告させていただきます。

開催日時等につきましては、お手元の資料にありますように11月1日、4日、5日、それぞれ記載の時間・会場で行っております。参加人数は15名、8名、16名でございます。

た。

説明会でこちらのほうから基本構想・基本計画の説明を行いまして、その後、質問・意見を交わしました。

主な質問・意見でございますが、それぞれ番号が振ってございますが、①から⑥までが、学校と複合施設に関する質問の主な内容でございます。なぜ複合施設をつくるのかということですか、複合化・高層化の考え方はどのように決まったのかというようなことが主な内容でございました。

区の回答といたしましては、③にありますように中野区立小中学校再編計画（第2次）において学校の統合・高層化についての検討、それから中野区立小中学校施設整備計画で複合化の考えをお示ししまして、また、新しい中野をつくる10か年計画（第3次）において複合する施設の内容を定めた経緯を踏まえて、教育委員会また区長部局とも協議・調整した上で決定したというご回答をさせていただいております。

また裏面でございますが、⑦番、⑧番は図書館に関する質問の主な内容でございます。こちらにつきましても、フロア分離の問題、図書館を低層階のほうに配置してはどうかというようなご意見がございましたが、検討の結果ではやはり騒音・振動、それから体育館の避難所としての機能、そういったものを含めるとやはり図書館を低層階に持つていくことは、今回はできなかったということでございます。

それから⑨番でございますが、再編計画が平成30年度に三中の場所で統合し、32年度4月ということで当初お示ししておりましたが、工期が伸びたのかというご質問がございました。こちらは現時点では、平成32年度末までかかる見込みでございます。したがって、新しい学校の開校、それから施設の開始につきましては、現時点では平成33年度になってしまうということでございます。

あわせて、第三中学校の跡地に認定こども園の仮設園舎を設置する計画がございましたが、それにつきましても平成34年に1年延びるということで、これにつきましては今、区報のほうでお知らせするように調整しているところでございます。

それから⑩番から⑭番につきましては、エレベーターですかプールといった施設についてのご質問がございました。特に⑫番、ビル風の影響ということで、前からそういったご意見がありましたが、設計会社のほうにビル風についての影響をシミュレーションしてもらったところ、特に中野坂上周辺に建物ができたことによる風の影響というのは生じないということをお願いしております。

それから今後、これも懸案事項になっておりますが、トラックの部分。それから生徒の通用口につきましても現時点では東側のほうに通用口を造るというような計画でございますが、それぞれ設計の段階での工夫、また学校との調整をして、最終的には判断していくというご回答をしております。

それから⑮から⑰につきましてはご意見でございます。⑰番のご意見の中には、複合施設はむしろいいのではないかと、いろいろな大人の目でもらったほうが、いじめの問題なんかについても抑止効果があるのではないかとというご意見もございました。

説明会の実施結果についての報告は、以上でございます。

田辺教育長

各委員から、質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

今回説明会を開かれたということなのですが、この説明会について再確認をさせていただきたいのですけれども。これまでに三中、十中の統合について、複合施設その他含めて何回ぐらい説明会は開催されてきたのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

まず最初に、基本構想・基本計画の案ができた段階で、ことしの6月後半から7月にその案でご説明をしております。また、統合委員会がその間も開かれておりますので、そこには学校、それからPTAの方、町会の関係者の方も出席されておりますので、その中でそういった考え方もお示ししながら情報提供してございます。

渡邊委員

ありがとうございました。それで今回、11月1日、4日、5日と3日間にわたって説明会を開催させていただいたわけですが、15人、8人、16人の参加者というのは人数としては多く集まったほうなのではないでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

6月に開催したときも、ほぼ同じぐらいの人数の方が参加しております。周知方法につきましては、近隣の町会の町会長会議のほうにご案内させていただいたり、また学校周辺のほうにも各校配布ということでご案内をしておりますけれども、大体6月にやったときとほぼ変わらないような参加者数でございました。

田辺教育長

ほかにごありますか。

田中委員

この問題は地域の方にとって非常に大きな問題だと思いますけれども、一方でこういう複合施設になるということでは、区民全体にとってもよく理解していただきたい部分だと思うのですが、こういった地元の説明会以外で、この問題はどのように区民に周知を図っているのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

区報、それからホームページのほうにはこの説明会で使った資料などはアップしてございますので、そういった形で見えるようにはなっております。

田中委員

それは1度ということではなくて、何回かに分けて周知を図っているのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

資料がその都度、変わっていきますので、最終的に至るまでの間は説明会で配った資料をそのままホームページにアップして、ごらんになれるようにしてございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

中身に立ち入るかもしれませんが、①番の6階、8階の計画が10階になったということ。ただ、これに関しては今までの一つの流れの中で施設を充実させるためにこうしたということだと思うのですが、当然、高層になっていけばなっていくほど、安全面とか様々な問題のことで配慮しなければいけない部分があると思うのですが、今回特にそういった点での安全面での配慮などについて、教えていただきたいと思うのですが。

副参事（子ども教育施設担当）

まず、学校と公共施設という二つの機能がございますので、まず入り口の問題がございます。今の時点では、図書館と総合子どもセンターという二つの公共施設が主に入りますので、それぞれ入り口を分けるですとか、また学校とその公共施設の間の連絡通路を今後設計の中でさらに詰めて万全なものにしていきたいという説明をしております。

小林委員

確認なのですが、複合施設ではあるけれども、セキュリティの上ではきちんと安全を確保できると設計段階がなされているということよろしいでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

はい、そのとおりでございます。

<協議事項>

田辺教育長

ほかにはよろしいですか。それでは、本報告につきましては終了いたします。

続きまして、協議事項の1番目「陳情の取り扱いについて」を協議いたします。

初めに事務局から説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

お手元に陳情書の写しをご配付させていただいております。それぞれこの陳情につきましては当該複合施設整備に関連する事項となりますので、併せまして陳情の内容と事務局の考え方につきましてご説明申し上げます。

初めに、10月21日付の「第三・第十中学校統合新校校舎改築に伴う複合施設整備に関する陳情」をごらんいただきたいと存じます。

この陳情につきましては11月15日付で、陳情の理由の追加ということで受理しているものでございます。ホチキスどめの最後のページがそれに該当するものでございます。それぞれ理由に対する区の考え方ということでございます。

まず本陳情のご意見、お考えということなのですが、複合施設を利用する区民及び職員にとって不都合で不安や無理があるといったご指摘でございます。複合施設が南側に設置されることによりまして、校舎・校庭の位置が定まることにつきましては、例えば校門の位置が東側となり通学路の事故が懸念されること、更には校庭のトラックにつきまして席をとる余裕がないといったご指摘でございます。

この件につきましては、先ほどの内容と重なりますけれども、いずれも基本設計・実施設計を進めていく中で、安全への配慮あるいは行事等に不都合が生じないように具体的に検討していく考えでございます。

また、本陳情では高層の公共施設の設置によりまして、生徒の心理的圧迫あるいは日照時間の制限、ビル風などの影響、更にはのぞき見というのでしょうか、そういったことも問題になるといったご指摘でございます。これにつきましても施設規模や配置につきましては日照や風のシミュレーション、先ほどの報告と重なりますけれども、こういった検討を踏まえ決定したものでございます。

また、周辺等の対策につきましても基本設計・実施設計の中で具体的に検討していく考

えでございます。また、陳情の内容の中で学校と公共施設が隣接し、接続されることでセキュリティに問題があるとのこと指摘でございます。これは先ほどのやりとりの内容と重なりますので繰り返しになりますが、非常用連絡通路の平常時の通行について物理的な対応を図るほか、監視カメラあるいは警備員の巡回など、万全なセキュリティ対策を講じてまいりたいと考えているものでございます。

続きまして、陳情の趣旨ということで学校施設につきましては、できるだけ広く大きく、生徒・教員が自由に使えることが必要である。また、安全性が基盤にあることが大前提であるということで、学校は学校で一つのまとまりがあることが必要ではないかといったご指摘でございます。

区といたしましては、校舎・体育館・校庭、いずれにつきましても充実した教育活動を可能とする規模や機能を十分に確保しつつ、防犯性・防災性・安全性を備えた施設環境とするよう、様々な意見、要望を踏まえながら議論検討をしてきたこと。更に安全かつ利用しやすい施設として整備していく上で必要となる対応につきましては、今後基本設計・実施設計の中で具体的に検討していく考えでございます。

続きまして大きな2番目、公共施設及び利用する区民・職員にとりまして、公共施設が新校校舎に併設される結果、様々な不便があるといったご指摘でございます。

まず1点目は、教育センター、(仮称)総合子どもセンター、図書館の複合施設が10階となるということで、区民や職員の移動等が不便であるといったご指摘でございます。区民の方や職員にとりまして、利用しやすい施設となるよう導線あるいはフロアごとにまとまりのあることにつきまして留意していること。更に図書館につきましても、専用のエレベーターを設置いたしまして、利便性の高い施設としていく考えでございます。

また2点目は、不登校などの相談を受ける場所として、学校と隣接する施設ということでは不適當ではないかといったご指摘でございます。不登校などの要因が複雑化している中、本人や家庭支援との連携を密にする必要があると考えてございます。一体的な相談対応によりまして、不登校等の改善・解消につながると考えているものでございます。また、通室する生徒の導線につきましては、先ほどのご説明と重なりますが十分配慮し、決定していくことを考えてございます。さらに適応指導教室も含めまして、不登校支援のあり方につきましては今後も検討をしてまいる考えでございます。

次に、学校と教育関係諸機関は性格を異にするものであり、無理があるといったご指摘でございました。別々に設置するべきというご指摘でございます。区といたしましては、

複合施設とする計画につきましては様々な議論を経まして、新しい中野をつくる10か年計画（第3次）で複合の方針を定めてきたということで認識をしているものでございます。

続きまして大きな2番目、総合教育会議での協議をすべきではないかといったご指摘でございます。内容といたしまして、教育関係の機関や施設の設置につきましては、教育委員会の権限に属する内容ではないかといったご指摘でございます。

これにつきまして、区の考え方ということでございますけれども、教育機関の設置等につきましては教育委員会の職務権限ということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2項に規定をされているところではございますけれども、一方で同法30条におきましては、地方公共団体は法律で定めるところにより教育機関を設置すると規定されてございます。具体的には、学校教育法によりまして学校は地方公共団体が設置できると規定されているところでございます。このことは、教育委員会は地方公共団体の執行機関といたしましてこれらの事項に関します事務を行い、設置の意思決定につきましては団体の意思決定機関の決定が必要であるということの意味しているものと理解しているものでございます。

続きまして、公共施設を別の場所に設置することについては、教育施設整備に関するテーマであって、地教行法21条に規定する、教育委員会の権限ではないかというご指摘でございます。これにつきましては、教育機関ではない部分が（仮称）総合子どもセンターにはある、さらには児童相談所の設置につきましても教育委員会の権限ではないということがあるということで認識してございます。また、当該陳情では予算編成にかかわる内容であるということから、地教行法に基づきまして総合教育会議の議題で協議・調整して決めていくべきであることが適切であるとのことご指摘でございます。

総合教育会議につきましては、区長または教育委員会が教育課題につきまして特に協議調整が必要な事項であると判断した場合に開催されるものでございまして、今回の複合施設につきましては、先ほどから申し上げております新しい中野をつくる10か年計画（第3次）によりまして、既に計画が決定されているものと考えているということでございます。したがって、総合教育会議ということではないのではないかとというのが考え方でございます。

続きましてもう1件、11月1日付の陳情でございます。「第三・第十中学校統合新校に併設する複合施設内の区立図書館整備計画」に関する陳情をごらんいただきたいと存じます。なお、本陳情につきまして、11月17日付で陳情項目の追加及び理由の訂正の資料を

受理してございます。ホチキスどめの2枚目の資料ということでございますので、ごらんいただきたいと存じます。

陳情の内容でございますけれども、新しい複合施設内に併設される予定の区立図書館整備計画は、区立図書館施設のあり方から見て問題があるということ。したがって、撤回すべきであるといったご指摘でございます。

まず、理由の1点目でございますが、高層階への設置は地震発生時の避難に問題があるのではないかとといったご指摘でございます。先ほどの説明と重なりますけれども、エレベーター等設置はしているところでございますが、地震時には階段等を利用して避難ということになるかと存じてございます。震災時に車椅子利用者の方など避難に援助が必要な方がいることを想定した避難訓練など、非常時への対応ということでは十分備えていきたいと考えているものでございます。

また、2点目は中央図書館の建設に当たっては、かつて図書館運営協議会の意見が反映されたものとなったといったご指摘でございます。今回の基本構想・基本計画策定に当たりましては、先ほどの説明と重なりますが、地元地域での説明会あるいは統合委員会を通じてなど保護者や区民の皆様のご意見を伺って、計画の策定を進めてきたものでございます。また、具体的な策定に当たりましては、公共図書館建設の経験のある専門的なそういった知識を有する設計事務所に委託をした内容を踏まえ、策定したものでございます。

次に、3点目でございますが、中央図書館建設に当たっての運営協議会の意見については、今回の複合施設建設にも当てはまるのではないかとといったご指摘でございます。この運営協議会の意見ということなのですけれども、1階に図書館があることでありますとか、図書館が複数のフロアに分かれるというのは好ましくないのではないかとといったご意見。さらには、専門家の意見を聞いて検討すべきではないかとといったご意見が含まれていたものと認識してございます。

これにつきまして、区といたしましては今回の基本計画につきましては、利用目的別に7階から10階までゾーンを分けまして、わかりやすい配置をしていく、機能面でも使いやすさということに十分配慮していく。さらにはユニバーサルデザインについても充実させていくということで考えているものでございます。

続きまして4点目でございます。中野区の図書館行政における経験と教訓を生かし、計画の撤回を求めるといったご意見でございます。

区といたしましては、今後この基本構想・基本計画に基づきまして、基本設計・実施設

計を実施してまいりたいと考えてございます。なお、そういった設計に当たりましては、これまでの図書館建設あるいは図書館行政における経験と教訓を生かし、進めてまいりたいと考えているものでございます。

最後に追加ということいただきました、表記計画に関する説明会を再度開催してほしいといったご意見でございます。先ほどの内容と重なりますけれども、区民の皆様への周知につきましては、区報あるいはホームページ等、丁寧に行っていく考えでございます。

ご説明につきましては以上でございます。

田辺教育長

ただいま、事務局から説明をさせていただきました。

協議に移りたいと思いますが、初めに10月21日付の陳情について、協議をさせていただきたいと思います。

先ほどの事務局報告の「説明会での結果について」というところと重複するところがあると思います。その他でご意見があれば、お願いしたいと思います。ご質問もお願いいたします。

田中委員

今までの委員会でも説明会等でこういった意見が出てきたことを報告いただいて、様々議論してきてここまで至ったようには記憶してはいますけれども、特に1番のところ、全体的に複合施設を利用する区民とか職員にとって非常に不安や無理があるのでないかというご心配についてですけれども、実際に説明会等では学校の校長先生とか地域の責任者の方が多く参加されていたと思うのですけれども、学校の、いわゆる一般の職員の方とかあるいは生徒に、今回の計画についてどれくらい説明というか周知をしてきたのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

まず基本構想・基本計画を策定するに当たって、学校部分につきましては教職員、それから生徒からアンケートをとって、その中で基本構想・基本計画の中に反映させるべくいたしております。それから、それぞれの統合委員会の中の結果につきましては統合委員会ニュース、これは学校再編担当のほうで作成していただいておりますけれども、統合委員会ニュースを作成いたしまして、その統合委員会の中で議論されたことなどのポイントを踏まえて、三中・十中の全家庭、それから関連する小学校の家庭と近隣の町会という形で配らせていただいておりますので、統合委員会が行われた都度、ある程度ニュースはまとめ

て出してはおりますけれども、そういった形での周知は常時してございました。

田中委員

今、丁寧にアンケートをとって生徒さんとか先生方の要望も受けとめたということですが、例えば多分生徒さんからもいろいろな質問が出たりあったのでしょうか、それについては回答というのでしょうか、こちらの考えを改めて生徒さんたちに提示するような機会というのはあったのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

そういう機会は設けてはございませんでした。

田中委員

アンケートをまとめた文書のようなものでは、先ほどの話のニュースとかそういう中で周知したということになっているのですか。

副参事（子ども教育施設担当）

アンケート結果につきましては、基本構想のところで資料として結果を付けさせていただいておりますので、ホームページなどで掲載して、見られるような形として提示してございます。

田辺教育長

ほかにごございますか。

小林委員

この陳情の一番の論点の大きなものとしては、複合施設に対する不安と思うのですけれども、ほかの地域でこういった先例というか実績というか、かなり進めてきていると思うのですけれども、そういったものもリサーチしたりとかされているのかどうか、その辺を教えていただければと思うのですけれども。

副参事（子ども教育施設担当）

既に文部科学省のほうで、学校施設のあり方に関する調査研究協力者会議というのが設置されておまして、そこで「学校教育の学習環境の向上に資する学校施設の複合化のあり方」ということで検討をしたものが、平成27年11月に公表されております。それを見ますと、都内でも幾つか紹介されておまして、例えば品川区立第一日野小学校というところにつきましては、ちょうど三中・十中と同じようですけれども、図書館が併設され、それから教育センターが併設され、さらに文化センターとプラネタリウムを含む、それらが一つの敷地の中で学校と複合化されているというような事例が紹介されてございます。

それから保育所ですとか児童館とか、そういったものが一緒に併設されているということで、文部科学省のこの協力者会議での見方としては、効果的な部分といたしましては施設機能の共有化によって学習環境がむしろ高機能化、多機能化したと。図書館なんかがいわゆる一般の図書館と学校が併設されることによって、資料を授業に生かすことができるですとか、あるいは施設の利用者と児童・生徒が交流を深めるといったプラス面の部分が紹介されてございます。

課題といたしましては、やはり先ほど来、委員からもご指摘のあった安全性の問題ですとか、それからそれぞれの施設間の連携のあり方というのは課題としてあるけれども、そういった部分での複合化ということは積極的に捉えていいのではないかと。

それから近隣区の状況を調べましたところ、杉並第一小学校というところは、ちょうど阿佐ヶ谷駅の北側の中杉通り沿いにある学校なのですが、これがちょうど三中・十中の統合と同時期ぐらいに改築をする計画がございまして、その複合化施設というのは産業商工会館と、それから阿佐ヶ谷の地域区民センターと一緒に併設して計画を立ててございませう。逆に校庭を4階のところに配置するという、地面ではなくてそういったようなちよつと変わった形のもので計画が公表されているのを確認してございます。

小林委員

これは私の意見というか、考えなのですけれども、いずれも先例・事例があって一定の目的とか様々な文部科学省のそういった協力者会議、その他の成果を生かしてということに進めていると思うのです。やはり一番争点になるのは、まずはセキュリティの問題かと思うのです。ですからそこら辺のところをしっかりと押さえるというのでしょうか。ただ実は、これは私自身の経験なのですが、私も若いころ中学校の現場で教鞭をとっていて、複合施設に対する違和感というのは正直言ってありました。やはり学校の中にいろいろなものが入ってくるということは、何か言いようのない負担感を強いられるような思いを持ったのですけれども。私自身、その後いろいろなことを経験し、またいろいろな自治体でそういう複合施設に出会ってどういうふうに思ったかという、やはり教育的な効果があるということなのです。今、第一日野小学校の例がたまたま上がりましたがけれども、私もそこには行ったことがありますけれども、やはり教育センターとか様々な機関があって、まず学校がまちの拠点として、これまでもよく言われていますよね、学校というのはまちの一つの拠点であると。そういうものが復活してきたというのが、その校長先生がおっしゃっていました。

私は実は、第一日野小学校よりも戸越台中学校の例を出していただきたかったなと思ったのですけれども。ここは特養ホームが一緒になっているのです。この学校に踏み入れると同時に、学校とはイメージが違うもので、何かというと、そういうところで子どもたちが交わって子どもたちに思いやりの心だとか、以前に比べると子どもたちが格段に雰囲気としても落ち着いてきて優しくなっています。ですから、一概に何でもかんでも一緒にすればいいということではないと思うのですけれども、やはりまちの拠点という視点だとか、教育的な効果だとか、そういったプラス面を考えながら、かつ今度は逆に言うとマイナス面、学校の使い勝手が悪くなってしまったりとか、安全性の問題だとか、その辺をどのようにバランスをとっていくかということだと思いますので、新しい中野をつくる10か年計画に基づいて踏み出していくということは、一つの流れなのかなと私個人としては思っています。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにご質問、またはご意見等ございましたらお願いいたします。

渡邊委員

今、田中委員、小林委員が大体のことはお話していただいたので特にはないのですけれども、工期が延びることに対する影響力について、事務局のほうとしてはどのように考えているのか。また、何か影響を受ける可能性は高いのかということについては、もしありましたらお願いできますか。

副参事（子ども教育施設担当）

工期というのは、基本設計というのができて初めて何年の何月というところまでは確定ができるのですが、今の時点では大体このくらいの期間がかかるだろうということではしかお示しできないのが実情なのです。やはり10階建てということになれば、少し基本設計ですとか工事に時間がかかってしまうということで、今の時点では平成32年度末ということで設定をさせていただきます。

ただ、できるだけ少しでも早くということは努力したいと思うのですが、もう一つは実際、引っ越しですとかそういったことを考えると、どこの時期がいいのかということは今後詰めながら、どこのタイミングで移っていくかということはお示ししたいと思います。今の時点では平成33年度ということしかお示しできないような状況でございます。

渡邊委員

ありがとうございます。

指導室長

三中・十中の統合新校につきましては、現在の三中を活用してスタートするという状況で、ご承知のように必要な改修工事などを実施しているところでございます。ですので、現在通常の中学校の教育環境は提供できる状況にあると考えておりまして、教育活動への影響自体そのものはないと考えています。

渡邊委員

ありがとうございました。

これも全て私の私見になるのですけれども、やはりこれだけ大きな施設を建てるとかすれば、ここの陳情にありますようにいろいろなご意見をいただくということは間違いないと思いますし、それぞれの皆様方の考え方というのがあるのは事実だと思います。その中で様々な意見を踏まえて検討した上で、集約していく必要があるのではないかなと考えます。

建物だけの話で言えば、これから長期、少なくとも50年近く使っていくだろうと思われる施設ですから、そういうことを考えれば、十分に皆さんの意見、セキュリティの問題だとかスペースの問題だとか構造だとか、十分に考えてしっかり造ることが一番大切かなとは、私としては考えております。

では、複合施設を造るかという問題なのですけれども、やはりご意見の中には、ここはもともと学校なのだからほかのところに譲るなというご意見もあると思います。

ただ、複合施設にはやはり複合施設のいい点が必ずあると思います。あらゆることを考えると、今の流れとして、小林委員が言ったようにそういった施設というのはこれから主流になってきて、それはまたいいものになっていくのではないかなと思います。必ずしも学校のみで残していくのが得策なのかどうかというのは、逆に言うと、すばらしい施設をこれからみんなで考えて造っていくほうが、これからの時代に適しているのではないかなと思います。

しかし、それでは、狭いではないかということなのですけれども、私たちの時代はそのスペースの中で、また校舎も狭い中で過ごしてきて、それがいいとは言うわけではないのですけれども、物理的制限を受けるのは基本的にしょうがないのかなと思いますので、広大な土地が残っているわけではないですから、それをどれだけ上手く活用するかということとは考え方だと思います。

ですから、トラックもあるスペースの中で十分なトラックが取ればいいのかなど考えるところでは。

陳情書と大体内容は同じなのですが、そういった意味も踏まえてやはりこれからいろいろなご意見について様々話し合っ、今後決めていく必要があるのかなと思います。ただ、最後に10階というケースも、ホスピタリティということでは、いい面もあると思います。確かに10階が4階だったら安全なのかという質問だと非常に難しいですし、段差だとか坂道スロープがある移動よりも、エレベーターを利用したフロアのほうが使いやすいという面もあると思います。必ずしも1階に設けることが本当にいいのかということについては、やはり障害を持つ方とかそういう方の意見をきちんと取り入れて、話し合っていけば、そういったところは解消できるのではないかと。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにございますか。

田中委員

今の工期の問題で、先ほど室長が移るまでの間、三中の設備もしっかり整えているという話をされていましたが、先週、三中を視察する機会があつて行ってきたのですが、本当に暫定的な期間、施設としては、言葉はよくないけれども、もったいないのではないかと、いうぐらいにしっかりした、本当に新しい施設でした。今の十中のところに来たのと同様のトイレができていたり、工期が延びてる間、該当する生徒さんたちが三中で学ぶことについて、ハード面ではなくてソフト面でもいろいろな心配はあるかと思いますが、ハード面については恐らく十分な配慮がなされているのかなと感じたので、追加して報告させていただきます。

田部教育長

ありがとうございます。ほかにございますか。

小林委員

この陳情を拝読して、やはり中野の教育や子どもたちのためにどうしたらいいかということを実際に考えていただいて陳情を出していただいていると思います。これを真摯に受けとめた場合、では最終的に複合施設を造るとなれば、その効果をしっかりと子どもたちのために挙げていく必要があると思うのです。ただ私が非常に危惧することは、例えば今回はスペースの問題で、オープンスペースとかそういうものは設けられていませんけれども、私は先日、都心にありながらも1,000人を超えるぐらいの小学校なのですが、オー

プンスペースがふんだんにある小学校なのですが、そこで先生が一言おっしゃったことは、このオープンスペースの使い方が十分生かされていない、どういうふうに使っていいかわからない。実はそのオープンスペースというのは、私が学生のころ、今から半世紀ほど前、静岡県の沼津市に加藤学園という私立の学校があるのですけれども、ここはオープンスペースを先進的に取り入れたところなのです。ですから、実はオープンスペースと言われて半世紀たっているのですが、いまだに使いこなされていない。

じゃあ今回複合施設を造って、ただ施設をつなぎ合わせただけでいいかということ、言い方がよくないかもしれないですけれども、大人や行政の自己満足で終わってはいけない。本当に機能するためにどうしたらいいかといったら、私はやはり指導の問題が大きいと思うのです。例えば、幾つかの事業所が一緒になるならば、いながらにして職場体験ができるわけですから、例えば今決められている職場体験は年間何日ですよではなくて、毎日職場体験をするような柔軟な発想で教育活動を進めていくという。ですから、そういった新しい施設を造っていくならば、これまでと同じような教育活動をやっているのはいけない。そういう意味で教育課程をしっかりと見直していくということも必要だと思いますので、これをただ施設の的にどうこうするというのではなくて、どう活用していくかというのは、やはりこの陳情の趣旨にある、どう教育をよくしていくかということも踏まえて真摯に捉えていく必要があるのかなと感じました。

以上です。

田辺教育長

ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

いろいろご質問やご意見を出していただきました。今の協議の結果、当該陳情についての理由等を検証していただいたわけですが、既に懸念される事項というのは解消されているか、また工期と今後基本設計や実施設計の検討を進める上で、詳細を詰めていかなければいけないということはありますけれども、そうしたことも今のご議論の中であつたように、きちんと配慮させていただきたいと思います。

また、運営等につきましても、私もそう思いますけれども、本当に箱ものができるだけでいいということではなくて、その中身、魂を入れていくことが重要だと思いますので、このことについてもまた今後も教育委員会でも協議をさせていただきたいと思っています。

そういうことで、当該の施設計画につきまして、計画どおり整備をしていくことについて特段支障はないと考えております。また、2点目の陳情の項目にありました、総合教育

会議で議論してほしいと、協議してほしいということですが、冒頭に副参事からもお話させていただきましたように、教育委員会に属する施設の設置ではありますけれども、複合施設の部分については教育委員会の権限に属する施設ではありません。

また、中野区が既に策定をしました、新しい中野をつくる10か年計画（第3次）は議会も承認をいただいているものでもありますので、施設整備計画の中で位置付けられているものですので、このことから教育委員会では当該陳情を総合教育会議で協議・調整という必要はないと考えております。

こういう結論で回答を事務局に調整させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局にこれらの結論を陳情者へ回答するよう指示をいたします。

続きまして、11月1日付の陳情について協議をさせていただきます。本件につきましても、先ほどの事務局の報告の説明会での結果についてや、10月21日付の陳情の内容と重複するところがございますので、その他で意見がございましたらお願いいたします。

田中委員

先ほどの、高層階での話が出ていましたけれども、この計画を教育委員会で議論する中でも様々な案があった中で、たしか議論の中では低層階にするとかえって施設が分散するというか、十分なスペースがとれないで、図書館そのものの内容としてはむしろ高層階においたほうがメリットが大きいという議論があったように思いますけれども、その点、一度確認させていただければと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

最初に案を作成したときに、設計会社のほうからも幾つか提示された中には、図書館を下のほうにもっていくという案も確かにございました。それと体育館と図書館のどちらを上にするか下にするかと。それからもう一つ、体育館の上に図書館を重ねるということは構造上難しいということで、いわゆる複合施設の中に重ねていくという形の案になったものでございます。それで、6階建てのところでは1階、2階にというご意見もありましたのでそういったもので出しましたけれども、やはり先ほど申しましたように音とか振動とか、それから体育館のもう一つの機能の避難所機能ということを見ると、やはり体育館は下のほうにもっていくほうがよいということ。では、総合子どもセンターと図書館のどちらが上か下かという議論もいたしましたが、やはり一つにはいわゆる適応指導教室の方なんかもありますので、入りやすいところを考えると、むしろ総合子どもセンターのほうを

下にもって行って、一方、図書館にはいろいろな利用者の方、高齢者の方もいらっしゃいますでしょうが、総合子どもセンターの特定の利用者の方のような配慮まではしなくても使っていただけるということで、上のほうにというような形で議論の中で収束したものでございます。

副参事（子ども教育経営担当）

そういったハード面の内容に加えまして、先ほどの説明と重なりますけれども利用目的別に階別にゾーニングをわかりやすくするでありますとか、ゆったりとしたスペースを確保するでありますとか、また、先ほどもお話をいただきました眺望など、そういった使いやすさ等を十分配慮しまして、総合的にやはり図書館を今回の基本構想・基本計画では上のほうにということで考えたものでございます。

田中委員

そうすると、いろいろな配慮が必要ですが、図書館の機能ということから考えると、今回の建物全体の中で高層階にしたほうが機能そのものは充実すると捉えていいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

総合的に考えまして、メリットが高いのかなということで考えてございます。

田辺教育長

ほかにもございますか。

小林委員

多少外れるかもしれませんが、私はむしろ図書館を学校の図書館とできるだけ近付けて、子どもたちも学校の図書館だけではなくて通常の図書館をいつでも使えるような状況が複合施設としてのメリットが大きいと思います。ただしこれはもちろんセキュリティの問題、それから学校優先ということがありますので、その辺は配慮しながらそちらのほうを少し今後考えていただきたいというのが、この陳情を通して思っているところであります。

以上です。

渡邊委員

先ほども図書館の話はさせていただいたのですが、追加という話で。これは意見なのですが、私はどこにあってもいいけれども、どうせあるのだったら景色のいいところがいいみたいところは若干あったのです。身体に障害がある方ということであれば、1階よりもエレベーターを利用したほうがむしろいい場合もあるというお話もさせて

いただきました。

ただ、例えば超高層ビルでは事故や災害が起こったときに、あのビルの中にいる人たちをどうやって逃がすのかということを常に想定して考えているのです。規模が全然違うのですけれども、50階建てのビルの中に万の単位の間人がいて、そこで事故が起こったときにそれをどうやって脱出させるかと。実は、基本的にビルというのは生活環境ではないので、本来はあまり問題はないらしいのです。ビルから出ていったほうが危なくて、十分に安全確保するのであれば、災害や地震があったら地震が収まるまではその中にとどまって、ちゃんと許可が出てからゆっくりと脱出。ビルの中に1日分の食料のストックがあれば、雨風もしのげるということでかえっていいという話を聞きました。

ですから、そのまま避難施設に代われるぐらいの形になっているので、ビルというのは悪くない。そういう意味ではそういった部分もちゃんと唱えて、区民に説明すべきではないかと思います。

また、一番私が懸念するのは、エレベーターの数をしっかりそろえていただきたい。この質問にもあったのですけれども、2基なのか3基なのかと。1基造るとすごく高いのは知っていますし、場所をとるのは知っていますけれども、例えば多くの人エレベーターを使う時間帯が重なると不便になるので、その辺りは利用者に対して適切な数、根拠のある数字を示しながら造っていただければいいかなと思っています。

次の読書計画の議題に被ってしまうのですけれども、図書館のあり方もやはり変わっていかなくてはいけないのではないかなと思います。また、実際に私自身が明確なビジョンを持っているわけではないのですけれども、図書館の利用方法が昔の図書館と、変わってきたのは事実だと思います。第3次の計画の中には、裾野を広げるために学校図書館の開放だとか、常に読める環境というのを整えていくということ、パイロット的にもやっていかなくてはいけないのかなと。だから今までのままでやっていくのは、計画的には楽ですけれども、新しい、よりよいものを提供していこうということが大切かなと考えております。

以上です。

田辺教育長

ほかにご意見等ございますか。

小林委員

高層階ということに関して、先ほど複合施設もほかの地域の例を出していただいたので

すけれども、図書館に関してそういった高層階で図書館を設置しているような自治体の例があるのかどうなのか、リサーチされていると思うのですけれども、それを改めて教えていただきたいと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

23区で例で申しますと、千代田図書館が9階・10階のフロアということでございます。また、江東区の豊洲図書館では9階から11階というフロア。さらに新宿区立でございますが、四谷図書館が7階、同じく新宿区立の角筈図書館が5・6階のフロアといったこと。また、都内市部でございますが、清瀬市の図書館においても4階のフロアといった事例については承知をしているところでございます。

田辺教育長

よろしいですか。

小林委員

ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにもございますか。よろしいですか。

11月1日付の提出されました陳情については、事務局が今、進めている計画のとおりでよろしいではないかというご議論だと思いますが、11月17日に追加で出されました追加項目では、この件について説明会を再度開催してほしいという追加がございます。

事務局といたしましては、先ほども副参事のほうからお話させていただきましたが、12月の初旬に区報で計画のスケジュール等も含めてですけれども周知をしていくということと、今後12月中に出します統合委員会ニュースは三中・十中と、それから関係ある小学校に全校配布ということですので、こちらで周知をしていくということ。それから関係ある町会の方々に、町会長会議等でもお話をしていくというようなこと、それからもちろんホームページ等でも周知をしていくというようなことで考えています。また今後、基本計画や実施設計等が進捗の都度、こうした説明会もやっていくというようなことも考えていますので、そういう対応を図っていきたいと思いますが、それについて何かございましたら。

渡邊委員

冒頭に申し上げたのですけれども、今回説明会をして、数が十数人というのは多いのか少ないのか。これも私見なのですけれども、決して多いとは言えないのではないかなと思います。ですから、そういう意味で今、教育長が申し上げたようにもう少し周知に対して

工夫をなされて、もう少し効果的な周知の方法、区報に載せたりとかいろいろと工夫をしてご理解をいただけるようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

田辺教育長

それでは、まとめさせていただいてよろしいですか。

先ほどの陳情と同じなのですけれども、これにつきましても中野区の新しい中野をつくる10か年計画（第3次）に位置付けられた施設整備計画であること。また、今のご議論の中でもありましたように、教育委員会としてもよりよい新しい図書館像を目指してこの計画を整備していくということで、懸念されている事項については解消されていたり、また今後基本設計や実施設計を進めていく上でさらに詳細を詰めていくということで対応させていただきたいと思っています。

それでは事務局には、これらの結論を陳情者へ回答するように指示をさせていただきます。

続きまして、協議事項の2番目「中野区教育ビジョン（第3次）素案について」協議をいたします。

本日は今までの協議を踏まえ、素案の案から変更したものについて整理したものをお示しし、再度ご意見を伺いたいと思います。

初めに事務局から説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元の資料に基づきまして「中野区教育ビジョン（第3次）素案」につきましてご報告申し上げます。

素案の案は、別冊のとおりということでございますけれども、素案の案の主な変更点ということで別紙にまとめさせていただいてございます。この別紙1と本冊をご参照いただきながら、ごらんいただければと存じます。

これまで検証を経て素案の案につきましては2回ほどご議論いただきました。その中のご指摘をいただいた部分につきまして、今回変更をしている部分がございます。それを中心にご説明をしたいと存じます。

初めに、本冊の3ページでございます。第2章、「中野区が目指す教育の姿」ということで、下のほうでございますが基本理念を実現するための視点ということで、5点ほど掲げてございます。このうちの2番目「自ら考え、学び、行動する人材を育成する教育」とい

うこととございます。この表題につきましても、これまでの案では「人材の育成」ということで体言どめというのでしょうか、とめていたところなのですけれども、ほかの5点についてもいずれも教育ということで、表現につきましては統一させていただいて趣旨を明確にさせていただいたものでございます。そういったご指摘をいただきまして、明確にしたところとございます。

また、この「自ら考え、学び、行動する」内容につきましては、義務教育の年代に限っているものではなく、生涯にわたっての視点ということで考えるべきであるというご指摘もいただきまして、この本文中の下から2行目でございますが、中ほどに「生涯を通じて」という言葉を追記させていただいてございます。

続きまして、右側4ページでございます。一番下の⑤の「家庭・地域・学校の連携」ということとございますが、先ほど申しました連携による教育ということで、①から⑤まで教育ということで趣旨を統一させていただいてございます。文言を付加させていただいてございます。

続きまして、5ページでございます。第3章「教育ビジョンの目標体系と今後5年間の取組の方向性」ということとございます。こちらにつきましては、その下の本文の5行目から6行目でございますけれども、文章をつけ加えさせていただいてございます。子どもたちへの教育は、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携していくことが大切であるということ。目標ごとの家庭地域の取組については、ということで説明を付加いたしました。これにつきましては、家庭・地域の役割の重要性をより明確にし、教育をともに担うといった視点を強化すべきであるといったご指摘をいただいたことによりまして、修正を加えたものでございます。

続きまして、6ページのところでございます。目標Iでございます。幼児期の内容ということで、現状と課題なのですけれども、6ページの下から4行目でございます。これまでの議論を踏まえまして、発達の遅れや障害など特別な支援が必要なお子様について、相談支援体制を構築することが課題となっているということ。さらには6ページの下から2行目から最後の行にかけてでございますが、ともに成長できる環境整備、教育、保育、福祉等の関係機関の強化が求められているということと付記させていただきました。これにつきましては、これまでの教育委員会などの議論を踏まえ、現状の課題ということでさらに詳細に記述を加えさせていただいた内容でございます。

続きまして、7ページでございます。同じく目標Iでございますが、下のほうの成果指

標のところでございます。成果指標は二つございますが、その上のところでございます。

「幼児の発達をとらえた意図的・計画的な指導を行っていると感じている保護者の割合」。ここに区立幼稚園ということで括弧書きで加えてございました。委員のご指摘もございまして、区立幼稚園のみのアンケートではなく、なるべく広くとるべきであるといったご意見を踏まえ、区立幼稚園のみということではなくとるということにしたものでございます。

13 ページでございます。目標Ⅱ、学齢期の内容の主な内容の取り組みのところでございますが。13 ページ二つ目の「ICT機器を活用した学習指導の推進」でございます。これにつきましても、双方向型の学習や協働的な課題解決の目的といたしまして、情報活用能力のほかコミュニケーション能力の向上も図るといった趣旨があるのではないかとといったご指摘を踏まえ、付記をしております。

また14 ページでございます。二つ目の取り組み、「教員の授業力向上」の4行目では「学力、体力、心の教育など」という言葉を付記しております。教員の授業力向上についてはこうした学力、体力、心の教育全般にわたって向上を図る必要があるといったご指摘を踏まえて付記したものでございます。

続きまして、26 ページでございます。幼児期から学齢期を通じた目標ということの取り組みの内容でございます。26 ページの一番上の「家庭・地域と連携した教育」でございますが、その3行目に「PTA等」ということで付記しております。地域連携において、PTAが果たす役割は非常に大きいといったご指摘を踏まえて付記しております。

続きまして、28 ページでございます。生涯を通じて生涯学習の内容のところでございますが、一番下の「目指す姿」でございます。こちらにつきましては、区民が自分らしく生き生きと暮らしているということを目指す姿ということで記載いたしました。これまでの記載が、目指す姿にも「社会参加」という言葉を入れていたのですが、目標にも書かれているところでなかなかわかりにくいといったご指摘をいただきまして、修正の上、付記したものでございます。

続きまして、30 ページでございます。目標Ⅵの内容のところの「家庭・地域の取組」ということなのですが、一番上の「家庭の取組」のところ、子どもとともに様々な学びに取り組むといった内容も付記いたしました。子どもから大人まで、生涯を通じて学ぶ視点を明確にすべきであるといったご意見を踏まえて付記したものでございます。

続きまして33 ページでは、目標Ⅶ、生涯を通じてということで歴史文化の保護等の内容でございます。33 ページの「歴史文化・伝統文化の保護、継承」のところにつきましても

記述を加えてございます。さらにその下でございますが、「図書館機能の充実」ということで、これにつきまして家庭・学校・地域との連携による取り組みといったことも付記したところでございます。

済みません。雑駁でございますが、以上のような修正をしたものでございます。そのほかの部分につきましては、これまでの案の内容のとおりということでございます。

それと、初めの説明文に戻っていただきまして今後の予定でございますが、この素案をもちまして1月には区民の皆様あるいは関係団体との意見交換、2月には案につきまして教育委員会協議、そして3月から4月にかけてパブリックコメントを経まして、5月には決定ということで予定するものでございます。

報告は以上でございます。

田辺教育長

それでは、今の説明を踏まえまして、各委員から質問等のご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

今までの様々な議論を経て、この素案という形でしっかりまとまっているのではないかと感じました。

特に、今回最初の変更点のところに出ていましたけれども、生涯を通じてということが明確に打ち出されて、中野区民として地域の中で一生学んでいこうという姿勢が明確に出たのが特によかったのかなと思っています。

あとは区民の方々の意見をいただいて、最終的なものにしていけたらと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかにご意見、ご質問等ございますか。

小林委員

私も今、田中委員からお話がありましたとおり、これまで何度か議論を重ねてきまして、今回の修正でもよりの確に様々な文言を加わったり、考え方を明らかにしたりということで説明の中にもございましたので、こういう方向で進めていただければと思っております。

田辺教育長

ほかにごございますか。

渡邊委員

私も、1次、2次、3次とちょっとずつパワーアップしてきて、本当に文章としてすばらしいものができ上がってきたのですけれども、これを区民の意見、交換会、その他等を経てまた少し手直しをいただいて、最終的にしていきたいと思います。とてもよくできているのではないかと感じております。

田辺教育長

よろしいですか。

あと、最後に前回のご指摘を踏まえまして、用語の説明を加えておりますので、後ほどご確認をいただければと思っています。

それでは、本協議をもちまして、中野区教育ビジョン（第3次）素案についての協議を終了することといたします。素案として決定をいたしますので、事務局は今後事務手続をよろしくお願いします。

次、協議事項の3番目「中野区子ども読書活動推進計画（第3次）素案について」を協議いたします。

事務局からの説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それではお手元にご配付いたしました資料に基づきまして、「中野区子ども読書活動推進計画（第3次）素案につきまして」ご報告申し上げます。

素案につきましては、別添の資料のとおりでございます。

これまで、子ども読書活動推進計画につきましては、8月の夜の教育委員会で現行第2次計画についての検証についてのご議論をいただきました。また、10月の地域での教育委員会におきましては、第3次策定に向けた考え方につきまして議論をいただいたところでございます。この議論を踏まえまして、今般、素案の案ということで資料をまとめたものでございます。

本冊、目次をごらんいただきまして、構成につきましては初めにまた第2次検証の結果、さらには第3次策定の視点ということ。さらに第1章では基本的考え方、また第2章では子ども読書活動推進のための取り組み、最後に具体的な取り組みということで第2章の3にまとめているところでございます。

それではごらんいただきまして、「はじめに」の以下2ページまでは、これまでの第2回目基本的考え方ということで述べました内容と重なりますので、省略させていただきます。

3 ページでございます。「計画策定の目的」ということでございます。これまでも議論いただいたところでございますが、改めて確認させていただきますと、子どもを取り巻く情報メディアの急速な発展、社会変化などを踏まえて、子ども時代から読書に親しみ、読書の習慣を身につけること。これが人生をより深く生きる力を獲得することになるということで考えてございます。読書を通じまして一人一人の可能性を伸ばし、未来を切り開く力を育むために読書活動推進の取り組みを進めるという考えでございます。

計画でございますが、子ども読書活動の推進に関する法律に基づくもの、また中野区基本構想、新しい中野をつくる 10 か年計画（第 3 次）、教育大綱、さらに中野区教育ビジョン（第 3 次）策定を踏まえまして、体系を示すものということでございます。

4 ページでございますが、計画の目指す将来像ということは何点か記載してございます。1 点目は子どもたちが本を使って課題解決できていると、将来像ということで表現しています。保護者・大人は子どもの読書活動に関心を持ってみずからも読書に親しんでいること。家庭では子どもと一緒に本を読んでコミュニケーションを図っている。さらに地域社会でございますが、様々な機関が連携し子どもの読書活動を支援している。学校では継続的な指導・読書習慣を身につけるよう努めているということ。また最後に、大人たちが子どもに本の魅力を伝えているということで掲げてございます。

計画の目標は、前回考え方でお示しした 4 点ということでございます。計画の期間は平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間ということでございます。計画の目標と達成指標、5 ページでございますが、これも前回ご報告した内容と重なりますので、省略させていただきますと存じます。

6 ページでございますが、「計画事業の考え方」ということで、子どもの成長段階を基軸とした事業計画ということで考えてございます。乳幼児、小学生、中学生・高校生の三つの世代に分けまして、それぞれの世代にふさわしい読書活動・必要な施策を整理いたしまして、効果的に推進していく考えでございます。

また、学びの連続性といった観点から、世代をつなぐことを意識していくという考えでございます。乳幼児期については、読書活動は子どもの経験をより豊かで充実した生活をつくり出す重要な役割をもっているということがございます。したがって、地域の乳幼児・保護者に向けての取り組みを強化する。さらには拠点となります地域開放型学校図書館などの整備を進めていくということで考えてございます。

7 ページでは小学生の内容となっております。豊かな人間性、社会性を育む大切な時

期であるということ、また個性や可能性を伸ばすための手段の一つとして読書活動を推進していくことが大変重要であるということから、子どもたちへの読書活動についての働きかけを強めるため、学校図書館の運営体制を強化していく考えということで記載してございます。

③は中学生・高校生でございます。学齢期における集大成の時期であるということ、社会を生き抜くための生きる力を身につける上でも重要な位置を占めているといった観点から、中学生によるビブリオバトルなど多様な授業用意をいたしまして、中高生を読書活動に導く取り組みを強化・進めていくということで記載してございます。

8 ページ、9 ページでは、子どもたちの読書活動の場ということで家庭・地域・図書館・学校における取り組みについて記載しているところでございます。

続きまして、10 ページでございます。計画（第3次）における取組ということで、26の事業を記載してございます。これまで第2次計画では、20の事業ということで取り組んでまいりました。これに新規で6事業ほど加えまして、新たに充実を図る考えでございます。体系的には10 ページ、11 ページに成長段階ごと、さらにはその取り組み。また右側に活動の場ということでマトリックスというのでしょうか、そういった内容で体系的に示しているものでございます。

12 ページ以降が、それぞれの事業の内容、さらには目標とする数値等を記載してございます。新規事業について簡潔にご報告申し上げますが、12 ページの一番上では絵本講座の充実でございます。これまですこやか福祉センターなどで行っていたものでございますが、子育てひろば事業との連携ということで新たに組み込んでまいりたいと考えているものでございます。

13 ページ一番下では、図書館ホームページや掲示板等を活用した中高生への啓発事業ということで、情報交換事業などの実施を考えているものでございます。

14 ページでございますが、2 段目、3 段目ということで、一つは地域開放型学校図書館などでの中学生によるボランティア活動、さらには14 ページの一番下でございますが、中学校と区立図書館との共催によるビブリオバトルの実施なども掲げてございます。

さらに飛びまして、18 ページでございますが、2 段目でございます。国際交流団体との連携による多文化理解事業の実施ということで、オリンピック・パラリンピック等を契機といたしまして、こういった国際的な視野を持っていただくような事業なども展開してまいりたいと考えてございます。

また 19 ページ、二つ目の事業でございます。図書館システムの、区立図書館システムへの組み込みということでございます。蔵書管理システムについて、区立図書館システムへの統合というのでしょうか、そういったことでさらに利便性をアップしていきたいと考えてございます。こういった新規の事業等に取り組んでいくことによりまして、子どもの読書活動を推進していくという考えでございます。

最後に、説明文に戻っていただきまして、今後の予定でございますが、ビジョンとも重なりますけれども 1 月には区民意見交換会、2 月には案を決定いたしまして、3 月から 4 月にかけてパブリックコメント。5 月には計画として決定していきたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

田辺教育長

各委員から質問等のご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

これも今までの議論の取りまとめ、本当にご苦労さまでした。今回この第 2 次から第 3 次になるときに、6 ページにありますけれども、子どもたちの成長段階を基軸にしたというところが大きな新しい視点だと思いますけれども。これによってすごく年代ごとの取り組みが明確にされて、よかったかなと思います。

それからあともう一つ、この前の地域の教育委員会でも地域開放型の図書館について、非常に地域の皆さんから期待感が大きかったので、この点については今後ここをしっかりと取り組んでいく必要があるのかなと感じました。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

この示された内容については、これまでもかなり突っ込んだ議論もしてきておりますし、内容としてよろしいかと思えます。

やはり今の子どもたちの現状を考えたときに、特に今、私は大学生と接していて感じることは、例えば卒業論文などを作成するときに特段具体的なサジェスションをしないと、本よりもネットを重視してしまう。ではそれは何かというと、やはり情報を集めるのが、そのほうが楽で、利便性が高いですね。ですから、最後の「おわりに」に書かれてある

ように、多様なサービスが求められるという、この辺のところは別にネット社会に合わせるわけではないのですけれども、現状を踏まえて利用されるようなことをどんどん追及していかなければいけない。さらに次なる手を考えていく必要があるのかなと今しみじみ考えました。

それからあと、ここから少し離れますけれども、これまでもいろいろ聞いていたと思うのですが、今の中野の子どもたちのいわゆる学力調査などやった場合の読解力に関する数値というのは、細かい数字はいいのですけれども、粗々どんなような状況なのかというのを改めて教えていただきたいと思うのですけれども。

指導室長

中野の子どもたちの国語の学力の中の、いわゆる読解力については、一定の力があると認識しています。課題になっているのは、話す・聞くというコミュニケーションの辺りが今課題になっておりますので、いわゆる文字からの情報については一定程度定着している傾向にはあると考えています。

小林委員

ありがとうございます。私もそのように、ある程度中野の子どもたちは読解力に関してある程度の力はあると。全体的にですね。個別の課題としてはまた別だと思うのですけれども。そうしたときに、その読解力をもとにしてどのように図書館の活用を伸ばしていくとか、それから今、表現力とか様々な思考力だとか、いろいろコミュニケーション能力を含めてそういったところに結びつけていく必要があると思いますので、例えば図書館も今回のこの計画はともかくとしても、最近例えば博物館とかいろいろなものでもただ展示ではなくて触ってみるとか、そういういろいろな形態のことを工夫して、人間の様々な感覚に訴えた展示をしていくとか、そういうこともふえてきている状況がありますので、図書館も従来のようにただ本を置いておいてというようなことではなく、今後様々なことを考えていく必要があるのだなと感じております。

ぜひ、こういう推進計画を立てておしまいではなくて、これからまたいろいろなものを考えていかなければいけないなと感じました。

以上です。

田辺教育長

ほかにご発言ございますか。

渡邊委員

全部話していただいて、何も言うことはないのですけれども、図書館の問題は今回もいろいろと取り出されていて、今回第3次計画で、第2次計画から続いている部分でもありますけれども、やはり視点は区立図書館と学校図書館の連携をどう図るか。それと地域開放型図書館をどうするかということは、やはり今回の大きなテーマではないかなと思いますので、その視点がぶれないようにしっかりと今後も検討していく必要があるなど感じております。

計画として、第2次と比べますとよりよくなっているなど感じておりますので、実現に向けて頑張りたいと思います。

田辺教育長

よろしく願いいたします。

よろしゅうございますか。それでは、本協議をもちまして、中野区子ども読書推進計画（第3次）の素案についての協議を終了することとします。素案として決定いたしますので、事務局は今後の事務手続をお願いします。

続きまして、協議事項の4番目「教育長の臨時代理の事務処理の指示について」を協議します。

初めに事務局から説明をお願いします。

副参事（学校教育担当）

私からは、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず指示の内容でございます。中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続及び中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示するものでございます。

平成28年特別区人事委員会勧告に伴う中野区立幼稚園教育職員の給与改定の手続に当たりますには、組合交渉の妥結後、教育委員会において条例改正手続の議決及び区長に対する区議会への議案の提出依頼を行い、区長が当該議案を区議会へ提出し、議決を経た後、条例第30条第7号の規定に基づき、特別区人事委員会の承認を得た上で、規則の一部改正の議決を行う必要がございます。

本件につきましては、組合交渉の妥結の具体的な日時が不確定であること、妥結後、速やかに条例及び規則の改正手続を行わなくてはならないことから、本件事務処理について、

教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する必要があるというものでございます。

ここで一つ訂正なのですが、本件においては、組合交渉の妥結の具体的な指示が不確定とありますけれども、今朝の情報でこの組合の交渉につきましては昨日深夜、妥結したという報告を受けました。しかしながら、今後速やかに手続が必要ということは変わりませんので、指示をする必要があるということでございます。

次に、今後のスケジュールでございます。11月中旬に教育長の臨時代理による条例改正手続の決定、区議会への議案の審議、教育長の臨時代理による規則の一部改正の決定を経まして、12月2日当委員会に教育長の臨時代理による事務処理の指示について報告をする予定でございます。

次に、平成28年特別区人事委員会勧告の概要でございます。

一つ目は、月例給でございます。公民格差を解消するため、原則全ての級及び号給において給与月額を引き上げる。

二つ目、特別給でございます。年間の支給月数を0.1カ月引き上げる。支給月数の引き上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振るというものでございます。

私からの報告は以上です。

田辺教育長

ただいま事務局から説明をさせていただきましたが、区議会への条例改正に関する議案の提出依頼及び教育委員会規則の改正につきましては、教育委員会を開催し、議決することになっております。先ほど副参事からもご説明いたしましたように、昨日深夜、妥結したということで事務処理のいとまがありませんでしたので、今後教育委員会を開催するいとまがございませんので臨時代理を行わせていただきたいと思いますと考えております。

各委員からご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、当該事務手続につきまして、教育長の臨時代理で処理することを指示いたしますので、よろしく願いいたします。

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

次に、報告事項に入ります。

初めに教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から一括で報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは一括してご報告申し上げます。

11月5日、中野区立啓明小学校開校90周年記念式典・祝賀会に教育長が出席されました。また、田中委員が式典に出席されました。

11月11日、第三中学校訪問。教育長、田中委員、小林委員、渡邊委員が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から補足、質問、その他活動報告がございましたらお願いいたします。

田中委員

啓明小学校の式典に参加させていただきました。ちょうど隣に実行委員長の方が座っていらっしゃってお話したのですが、昭和26年に卒業された方だとおっしゃっていました。地域の子どもの数は非常に少なくなっているけれども、PTAとか学校と一緒に地域でイベントをすると、こんなに子どもたちがいるのかと思うくらい子どもたちが集まってくるというお話をされていて、非常に地域と学校とが上手く連携していてといるような雰囲気が式典の中にも表れていてよかったですと思いました。

あともう一つ、三中訪問ですけれども、いろいろなことを感じ取ったところがありまして、一つだけ報告させていただきたいのですけれども、ここは生徒数が170名になるのですけれども、帰国子女がそのうち23人いるのです。ですから生徒の1割以上が帰国子女ということで、非常に学校全体がクラブ活動なども全てにわたって非常にグローバルな人材育成というのですか、そういうのが実践されているように感じました。

給食を一緒に食べたのですけれども、僕の食べた5人の中にも、1人は9年台湾とアメリカに行っていて今年の4月に帰ってきたと。中学生ですから日本の生活より向こうの生活のほうが長いのだと言っていましたけれども、そういった生徒さんの経験をずっと日本にいる生徒さんが感じ取るというのはすばらしいことだと思いました。

以上です。

田辺教育長

その他、ご報告はございますか。

小林委員

今、田中委員からもお話があった第三中学校の帰国生徒の活躍の様子、またそれが学校

全体の教育にいい影響を及ぼしているということなのですが、いろいろな区内の小学校、中学校へお邪魔して、それぞれに特色があって教育活動が進められていますけれども、やはりこれは長い年月かけて第三中学校がそうした特色ある教育活動を進めているということです。

私はやはりそれぞれの学校で、その地域や子どもたちの実態をあわせて今後も大いにその特色を追及してもらいたいと強く感じました。それぞれが、いわゆる個性、いいところを出していける教育の展開というのは、今後更に求められると強く感じたところであります。

以上、感想です。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかに。

渡邊委員

私も行ってきた感想を申し上げたいと思います。帰国子女が多いことについてはアメリカの学校に1回でも行ったことがある人はわかるのですが、ものすごくいろいろな人種がいるのです。そういうような意味では、日本の学校もそんな感じになってきたのかなというような、少しそういった感覚を持ちました。やはりこれが国際社会なのかなと感じました。

学校側としても狭い空間の中にトラックをしっかりとっていただいて、トイレなんかの整備もできて、来年度、統合してもやっていけるのではないかなというところではハードの面では少し安心させていただきました。

それともう1点だけ。これは私の意見と心配なのですが、ひがしなかの幼稚園が隣接にありまして、幼稚園の園児たちが三中を利用したりとか、そういった活動がされていきました。そういった点で、やはり生徒数が多くなっても、そういったものがないがしろになるのではなくて、かえって生徒が多くなることによってより活用できるような計画をしていただきたいなと感じました。

以上です。

<事務局報告>

田辺教育長

よろしいですか。それでは事務局報告に移ります。

事務局報告の2番目「平成29年度中野区立小中学校給食費の改定について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

私から、「平成29年度中野区立小中学校給食費の改定について」、資料に基づきましてご報告させていただきます。

まず、学校給食費の考え方でございます。学校給食につきましては、児童・生徒の健康の増進のため望ましい栄養量に基づき、食品や調理方法の組み合わせ、衛生面等に配慮した安全でおいしい給食を実施することを前提に、食育の推進を図る観点から望ましい食習慣への理解、食文化の継承等にも十分配慮することとされております。

これを踏まえまして、区ではできる限り国産の旬の食材を使用し、加工品の使用を避け、素材から手づくりをすることなどの献立作成を方針としてきております。また、学校給食費の算定に当たりましては、学校給食法により保護者の負担する経費が規定され、これに基づき中野区では食材料費を保護者負担としております。

続きまして、平成29年度の給食費でございます。給食費は平成24年度に改正をした以降は、平成26年度の消費税の改定や給食食材の価格上昇等がある中でも再改定を行わず、食材選定のやりくりなどにより食材料費を抑えてまいりました。

しかしながら、平成29年度においても米や牛乳等の価格上昇が見込まれ、食材の工夫だけでは安価な食材の繰り返しによるメニューのマンネリ化や品数の減少、食育とタイアップした食材や旬の食材、産地直送品などの使用頻度の圧縮、行事食や伝統食の回数減、輸入食材の使用などの恐れがあります。

つきましては、こうした事態に至らない範囲での食材のやりくりを工夫した上で、平成29年度の給食費につきましては食材料費の実費相当をもとに策定をいたしました。その策定額は、小学校の低学年245円、中学年265円、高学年285円で昨年と同額でございます。中学校につきましては平成29年度322円で、今年度の315円より7円の増額となっております。

私からの報告は以上です。

田辺教育長

本件につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

田中委員

この考え方のところにも書いてあるとおり、学校給食というのは食事を提供するという

ことではなくて、食べるということを素材に教育の場であるわけですので、きちんとしたものを提供できるというところで考えていただければ、もしやりくりが無理であればこういったことも必要なと思います。

やりくりをすることで、提供する給食の質が下がるようなことはないように、ぜひお願いしたいと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

今、田中委員が言われたご意見と同様なのですけれども、やはり安かろう悪かろうでは困ります。ただ、できるだけ額は抑えたほうが良いということはあると思います。ついては、もしここで今状況がわかれば教えていただきたいのですが、中野区の場合に、給食費の未納の割合というのでしょうか、こういうのがもし押さえている数字があれば教えていただきたいと思います。

副参事（学校教育担当）

給食費の徴収率でございますが、小学校におきましては 99.89%、中学校につきましては 100%徴収できているという状況でございます。

小林委員

100%と今聞いて、本当にありがたいことだと思います。やはりこの給食のあり方というのは、今後さらに問われてくると思いますので、ぜひ内容を充実させていただければと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

これはお2人方と全く同じになるのですけれども、まず最初に、単価当たりの差額が出ているのですけれども、月当たりの給食費としてはどれぐらいの数になるのか、わかりますか。

副参事（学校教育担当）

月額につきましては、中学校につきましては本年度 5,470 円程度です。これが 29 年度 7 円増額したことによりまして 5,591 円になりますので、今年度に比べまして月単位で 121 円

の増額になると見込まれます。

渡邊委員

それくらいの額を、高いか安いかという評価をするのは非常に難しいことだと思うのです。必ずしも輸入食材を使うことがいけないとは申し上げるつもりは全然ないのですが、やはり今後の消費税の税率のアップすることなども考えると、納得のいくものを提供してその値段をご理解いただくという形で、今後もやっていただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

田辺教育長

ほかにごございますか。

よろしいですか。それでは、本報告につきましては終了いたします。

続いて、事務局報告3番目「上高田小学校巡回指導拠点校の移転について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

私から「上高田小学校巡回指導拠点校の移転について」、ご説明いたします。

第2次の中野区小中学校再編計画におきましては、上高田小学校と新井小学校の再編に伴いまして、平和の森小学校のほうに指導拠点校を移転する予定でございました。

しかしながら、平和の森小学校の新校舎の整備が遅れておりますところから、平和の森小学校へ移転するまでの当面の間、この巡回指導拠点校につきましては江古田小学校を施設整備し、移転するという事で進めたいと思っております。

今後のスケジュールにつきましては、第4回定例会の子ども文教委員会に報告をした後、保護者に説明をいたします。平成31年度に設備工事と移転を行いまして、平成32年度から江古田小学校で巡回指導の拠点校として開校したいと思っております。

報告は以上です。

田辺教育長

各委員からご質問等がございますか。

渡邊委員

物理的な問題については仕方ないので了解しましたということになりますけれども、指導の面で、通級巡回になりますので、影響が出るかどうかということについて、確認だけさせていただきますでしょうか。

指導室長

巡回指導につきましては、今後の通級指導のあり方ということで特別支援学級に教員が出向いて個別指導等を進めているところですので、移転しても大きな影響はないと考えています。

渡邊委員

ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

よろしいですか。それでは、本報告については終了させていただきます。

そのほか、事務局から報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

続いて、事務局から次回の開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回の定例会は、12月2日金曜日、午前10時から区役所5階教育委員会室にて開催する予定でございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第30回定例会を閉じます。

どうもありがとうございました。

午前11時58分閉会